

制定 令和元年11月7日

改正 令和2年12月1日

河内長野市有料広告掲載事業企画提案審査要領

1 目的

この要領は、河内長野市有料広告掲載事業広告取扱事業者選定要領第3条第3項の規定より実施する広告事業の企画提案内容の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法について

(1) 審査基準

審査項目	審査の観点	配点
①内容の妥当性	・市の広告事業として適当であり市民の理解が得られるものか。 ・その他、新規の市の広告事業として妥当な内容かどうか。	30
②実施の必要性	・市の業務として実施する必要があるか。	50
③事務負担の有無	・広告事業による新たな市の事務負担（契約、広告掲載の決定、広告料及び使用料に関する事務を除く。）があるか。	10
④広告料収入の有無	・市の広告料収入があるか。	10
合計		100

(2) 採点基準

ア 審査項目①②について

採点基準	得点の算出方法
高く評価できる	配点×1.0
評価できる	配点×0.8
普通	配点×0.5
あまり評価できない	配点×0.3
評価できない	配点×0.1

イ 審査項目③について

広告事業の実施により市の事務負担が増加しない、又は事務改善となる場合は10点、それ以外の場合で、負担軽減の提案がある場合は5点、負担軽減の提案がない場合は0点とする。

ウ 審査項目④について

市の広告料収入がある場合は10点、ない場合は0点とする。

(3) 審査者

ア 審査項目①②（主観的審査項目）については、担当課長以下合計3人が審査基準及び採点基準に基づき採点を行う。なお、各審査者の平均を各項目の得点とする。

イ 審査項目③④（客観的審査項目）については、担当課職員が審査基準及び採点基準に基づき採点を行う。

ウ 各審査者は、必要に応じて事前に関係課の意見を聴取することができるものとする。

(4) 採用の可否の決定

採点の結果、合計得点が60点以上であって、審査項目①が15点以上かつ審査項目②が25点以上の場合に限り、広告事業としての採用を決定するものとする。